



こんにちは

村田 けい子 です

みなさんのご意見・ご要望をお寄せ下さい。フェイスブックやっています。

発行/日本共産党立科町議会議員 村田桂子 立科町塩沢1483 ☎0267(56)2868

2018.9.7
No 166



議会より

下水道事業の不適切な事務処理についての 第3者委員会の報告をうける

9. 5

8月31日に、町田清弁護士を委員長とする第3者委員会が14ページに及ぶ報告書を提出。議会に説明がありました。以前の中間報告書では、「事実の調査及び認定」までで、今回は「評価及び原因の分析」「提言」「おわりに」の章が追加され、最終報告となっています。

① すでに9月3日の信毎にも出た通り、詳細な分析と評価、それを踏まえた提言となっており、報告書全文は町のホームページに載せたということです。

議会では、報告書をホームページに掲載して終わりとするのではなく、提言を踏まえた抜本的な改善策を検討して町民に公表・説明すべきことを求めました。町長は対応策と職員の処分についてこれから検討し示したいと答えました。

③また同時に9月議会最終日に町長など特別職の減給を定める条例案の提出意向も示されましたが、この事件の評価と原因の分析を踏まえた該当職員、関係する管理職の責任追及も併せてなければならぬと私は考えます。それらとの関連で特別職の処分（減給など）の重さも妥当かどうか判断されるべきと考えます。他の議員からもその指摘がありました。

議会として、その旨を議長から町長にお話することとしました。

③また、第3者委員会の記者会見が議会への報告・説明より先に行われたことは、議会軽視ではないかと指摘・改善を求めました。

新聞記事を見た町民から問い合わせがあっても、その内容がわからなければ説明のしようがありません。以前からプレス発表の前には必ず、議会に報告するよう求めています。なかなか改善されず、今回も残念な対応です。

町長は「8月31日に報告書が上がったので、できるだけ早くの思い」だったといいますが、議会は9月4日から開会予定であり、事前の報告・説明は可能なはず。町長に議会の認識が薄いといわなければなりません。

この点での改善を、議会の共通認識として強く町長に求めることにしました。

（裏面に詳細な報告） 皆様のご意見をお聞かせください。

台風21号・北海道大地震で被災されたみなさんに心よりお見舞い申し上げます。

権現山スポーツ公園のトイレ照明灯・用具入れなどが乱暴に破壊される

9月3日未明 町は被害届をだす。

9月9日の町民運動会を目前にして、何者かが、トイレの照明灯や入口ドア、クラブハウスの小窓のガラス、プレハブの野球の用具入れなどが破壊されました。

さっそく被害届を出しましたが、防犯カメラには複数の人物が映っていたそうです。

犯罪の少ない町で、このような事件が起こるのは本当に残念なことです。



お野菜で創るお花たち
（タイのブライスで

今週のパチリ

9月1日に佐久市野沢会館で開かれた

国際交流フェスティバルに参加しました。

このお皿は、キュウリやニンジンに彫刻を施して、お花と葉を表現。ウリを加工してダリアのような花びらを表現したものもありました。野菜のこんな表現も見事です。

【第三者委員会の提言について】

委員会として、19回に及ぶヒアリングや意見交換、職員と課長へのアンケート実施などを経て、詳細な報告書をまとめました。今回の事務の不適切処理の原因は、担当職員のみでなく、いくつもの複合的な問題があると指摘されています。提言は基本的な再発防止策と具体的な改善方法等が提案されています。

この事件は、下水道事業の担当職員が、**①立科浄化管理センターの耐震診断事業について、上司の許可なく日本下水道事業団(東京本社)と予算を上回る業務委託契約を結んだ**というかつてなかった事件です。業務は本来2017年度から3年間で総額3700万円の予定だったが、同事業団の提案により、これを2年間に短縮し、3260万円に抑えようとして、上司の許可を得ることなく、17年度分の予算を760万円上回る960万円で契約。(町長印を勝手に押印)。決まっている予算を上回る事態を生じました。

②消費税の納税にかかわる問題

H29年度分消費税を9月末の期限までに納めなかったため、延滞金が発生したこと。さらに前年度(H27, 28年度)の消費税確定申告に当たり、非課税となっていた借入金を対象として納税、また、過去の借入金に対する償還金の税率を5%にすべきところ、8%で計算して納税額を過大にしたことがあります。

①については、町長の公印が押されていることから、下水道事業団は業者に仕事を依頼し動き出していたため、町として昨年中に補正を組んで予算措置をし、また、②についても、担当職員が延滞金を立て替えていたため、予算を組んでこれを職員に支払い、また納めすぎた税金は還付されました。

【事件の生じた原因・要因】 表現は村田の解釈によります。詳しくは町のホームページをご覧ください。

1、管理職(係長・課長)が、担当職員の業務内容について、「いつまでに何を」という進捗管理が弱く、**担当者任せになっていたこと**が事件の一要因であることから、課長による「重要な事業及び行事の進捗管理については『徹底した方法』を明確に定め運用すべきことが提案されています。

2、職員のアンケートによれば3割程度の職員が、**コミュニケーション不足**を挙げており、「相談できる人がいない」と回答した人も。下水道事業団から2年で実施すれば財源が浮くと提案があった時に相談していれば、この問題は防げたと考えます。コミュニケーション不足も要因として挙げられました。

3、パソコンの係アドレスと個人アドレスの使用。下水道事業団や県の担当者からの打ち合わせなどは個人アドレスから送っていたため、**上司の確認・チェックを受けずに契約が進められてしまったこと**。

4、郵送物等**文書の仕分け業務を担当職員が行っていた**。町の文書取り扱い規定では町に送られてくる文書は本来は「総務課庶務係が受領印を押し、副町長が閲覧し主管課に配布」されたのち「課長が配布された文書を査閲し…係長に回付しなければならない」となっているが、実際は、庶務係では開封せず、各課各係の郵送物等仕分け担当職員に文書をそのまま配布して、担当職員が開封してそれぞれの係内の職員に配布していた。しかも建設課上下水道係では、郵便物の仕分けを行う職員は、当該職員であったため、重要な文書であっても係長や課長の目に留まることなく、直接、県や下水道事業団などからの文書を当該職員が入手・処理できる状況にありました。もし規定通り、課長・係長が文書を目にしていれば、未然に防げたかも。

5、**人事管理・研修が不十分であったこと**。当該職員は工事や委託事業などの契約業務にかかわった経験はなく、事務的業務も14年ぶりということで、当該職員に契約や行政職としての基礎知識についての研修がすみやかに行われていれば、こうした事態は防げたかもしれません。

6、**総務課における公印(町長印)のずさんな管理**・・・規則では「公印を使用するときは、公印取扱者に当該原義及び施行文書を示し、承認を受けてから押印しなければならない」とされている。しかし実際は、総務課長席か庶務係内の机に置かれ、職員はいつでも自由に公印を使用できる状態が長年続いていた。アンケートによれば、「承認なしで押印」が**5割近く**ありました。契約書・請求書等は「押印してから決裁を回していた」という回答もあり、常態化していたことが明らかとなりました。アンケートでは、改善が必要との指摘もあった。現在では総務課長の机の中にきちっと管理され、課長の決裁がなければ公印を利用できないように改善されています。

第三者委員会からは、詳細な聞き取りをもとに、「なぜ事件が起こったか」を検証しどうすれば防げるかについて提言が行われました。町はこの提言を基に、具体的な改善案を示し実行する予定です。